

サバンナ入力要領に関する 各種活動および費用の取り扱い基準

2021-2022年度

【アクティビティ詳細報告の入力について】

- ①「アクティビティ内容」の記入は「いつ」「どこで」「なにを」「どうした」等、アクティビティ 詳細が分かるように 要点を記載して下さい。内容は出来るだけ具体的・明瞭に記入下さい。
- ②下記の項目を必ず記入してください。
 - ・実施日（実際の日にと異なる場合）
 - ・内容
 - ・ライオン参加人員
 - ・時間

【人員・時間、金額】

- a. 労力奉仕については、アクティビティに参加したライオンズメンバー数とそれに要した時間を記入し、アクティビティの **参加人員×時間＝延人時** を **労力ACT** の欄に入力して下さい。参加人員×時間＝延べ人時の示す数字が、**クラブ会員数（家族会員二人目以降は除く）の1/2以上を労力奉仕1件**となります。
 - ※サバンナの場合 労力ACTの時間の欄に時間を入力すると 時間に関係なく労力奉仕1件となりますが、集計の際に基準に沿って調整いたします。
- b. 労力奉仕1件としてみなされるかどうかは次の指針によります。
 - ◎**労力の提供を目的として、クラブが承認した労力奉仕である事。**
 - ※寄付金 品物を団体等に持参する場合の時間は労力奉仕にはならない。
 - ※アクティビティの準備・会議は労力奉仕にはならない。
 - ※ゴルフは労力奉仕にはならない。
 - ※同一日同会場で数々の奉仕を開催した場合 労力奉仕は案分せず合算で計上（労力時間）
 - <例> 10月1日 ○○公園でメンバー25名 3時間
 - 献眼・献腎・献血の登録 ドナーカード配布 薬物乱用防止パンフレットを配布した場合 労力奉仕1件 25名×3時間＝75人時
 - 分野の判断はクラブへ委ねる**
 - ※チャリティ・バザーの物品提供のみについては、一律 **1人時 労力奉仕1件**。
 - 尚、準備時間（荷造り・輸送等）は計算しないで下さい。
 - ※但し、**例会以外の場で行われた奉仕のみ**がその対象となります（同日中でも例会とは区別して実施された場合はアクティビティとして認められます）
- c. 金銭奉仕については、**実際にそのお金が奉仕の対象者の手に渡った時点で1件**となる。
- d. **実施期日**…アクティビティが**完了した日**を入力して下さい。複数日或いは複数月にまたがって行われた時は**事業が完了した時点**を実績とし、**重複しないよう**注意して下さい。
 - ※ 但し、報告月以外の月日が入力できない為 報告月と月日が異なる場合は報告月1日と入力して下さい。
- e. 祝儀等は金銭アクティビティにはなりません。

1) 献眼・献腎・献血・骨髄移植

- a. 実際に献眼・献腎等が行われた場合は、弔問、感謝状贈呈等一連の活動について**提供者1名当りその人時は一律 1人時 労力奉仕1件**として計上して下さい。又、その葬儀の際、香典、生花あるいは弔慰金等クラブから支出された場合は、金銭奉仕としてその金額を記入して下さい。
- b. **献眼登録、献腎登録、献血協力等複数の活動を実施した場合は、種別毎に登録者の人数を入力して下さい。**
- c. ポスターやパンフレット、チラシ等PR用の資料を製作した場合は、その支払いがあった時に金銭奉仕としてその金額を計上して下さい。（配布時は労力奉仕のみとなります）
 - “意思表示カード”はメンバーの各事業所へ設置したり（労力奉仕にはならない）、街頭で配布した（労力奉仕になる）**枚数**を**ACTの内容**の欄に必ず記入して下さい。

2) 青少年関係

- a. 平和ポスターに参加した場合 一律1人時 労力奉仕1件 参加枚数を **ACTの内容** に記入
- b. 薬物乱用防止 薬物乱用防止教室を〇〇学校で開催した場合 (クラス分けはせず学校単位で労力件数1件) **労力ACT** の欄 は 参加人員×時間=延べ人時を計上
教材等費用については学校単位の案分ではなく、金銭奉仕1件 一括全額を計上して下さい。
ACTの内容 に学校名と児童・生徒の人数を明記して下さい。
- c. ライオンズクエスト説明会・ワークショップ等を開催した場合は、労力奉仕1件となります。
(対象はライオンズメンバー以外です)

3) 国内外クラブとの交流に関する費用

- a. 海外のクラブとの姉妹提携そのものは“国際協調” ③姉妹提携の奉仕として認められます。
一律 1人時 労力奉仕は1件。
- b. 両姉妹クラブ合同でアクティビティを実施した場合、アクティビティとして報告できるのは
自クラブで支出した金額と労力だけであり、相手クラブ分は除外して下さい。

4) YCE派遣・来日

- a. YCEプログラムに基づく派遣・受入については、派遣・来日青少年1名当り 一律 1人時 労力奉仕1件ずつとなります。プログラム終了月に計上して下さい。
(例えばYCE委員長が送迎の為空港等へ出向いてもその都度労力奉仕1件とは認められません)
- b. 派遣あるいは受入に要した費用は事業費として 夫々一括して完了月に金銭奉仕として**クラブ負担実費**を計上して下さい。派遣・受入とも 1名当り金銭奉仕1件ずつとなります。
- c. 派遣・来日青少年の送迎や観光、見学に関する費用のうち、事業費の対象となるのは各青少年本人と直接の担当者 (1~2名) の分に限りです。同行ファミリーや担当者以外の会員にかかる費用は事業費とは認められません。
- d. また、歓送迎会については、青少年本人および当該クラブメンバー以外の同行者 (通訳など) の分に限り事業費として認められます。それ以外の出席者の登録料などは除外して下さい。

5) LCIF

- a. 1ヶ月の間に“MJF”と“その他の献金”を何回に分けて送金しても金銭奉仕としては各1件ずつ計2件となります。
- b. 送金をした場合は **LCIF** の欄のみに入力して下さい。**ACT内容** の欄には記入しないで下さい。
- c. MJF 1,000ドルを分割して送金する場合は、途中年度は**調整金額**に送金した金額を報告するに留め、“口数”は完納した年度でのみ計上し、**調整金額**には1,000ドル(完納時送金金額)をマイナスとして入力して下さい。
(最終的には**LCIF合計**欄の金額がその月の献金額になるよう報告して下さい)

6) アクティビティ資金獲得事業 (チャリティ)

- a. チャリティ活動そのものは、その収益金の使途に応じた分野の労力奉仕として活動完了の時点で評価されますが、収益金はそれが実際にアクティビティに利用された時点で初めて金銭奉仕として計上します (“収益金”とは チャリティ活動で得られた金額からその準備等に要した経費を差し引いた“利益”ですが、クラブがその経費を差し引かず得られた金額をそのままアクティビティに利用した場合、経費はクラブ負担として運営費扱いになります)

<例> 1. 7月20日メンバー20名が参加してチャリティーバザーを開催、8時間の活動で250,000円の売り上げがあり、テント設営費など準備費用50,000円を差し引いた収益金200,000円を、8月5日に福祉施設へ贈呈した。

= 7月20日 労力奉仕: 160人時 (20名×8時間) 労力奉仕1件

8月 5日 金銭奉仕: 200,000円 金銭奉仕1件

2. 上記と同じ条件でチャリティーバザーを開催し、売り上げ金額を贈呈した。

= 7月20日 労力奉仕: 160人時 (20名×8時間) 労力奉仕1件

8月 5日 金銭奉仕: 250,000円 金銭奉仕1件

※経費 50,000円は運営費としてクラブ負担。

- b. チャリティ活動はその後に行われるアクティビティのための資金を獲得することが目的であり、それ自体はアクティビティではない為、その準備や設営、運営のための費用（経費）は事業費には当たりません。

7) ライオンズクラブのPRや運営に関する費用

- a. ポスターやチラシの印刷代や新聞広告料、マスコミ関係者との懇談会費等や、ライオンズクラブ間あるいはクラブ内の会合や勉強会、催し物などに関する費用は運営費であり、事業費とは認められません。
- b. 姉妹クラブなどへの会報送付も送料を含め、アクティビティではありません。運営費として処理して下さい。

8) 接待交際的な活動

- a. 会長・幹事などクラブ役員やメンバーがクラブ代表として地域の敬老会や祝賀会など各種会合に出席したり、あるいは祝儀などを持参してもアクティビティとはみなされません。また、クラブが地域のサークルや会に属している場合の会費も事業費とは認められません。
- b. 献眼者や献腎者の葬儀を除き、如何なる葬儀や公共建造物の落成式などの祝賀行事への出席も、たとえそれがクラブを代表するものであっても一切アクティビティとはみなされません。
- c. ただし、ライオンズクラブ以外の団体あるいは個人と協力してアクティビティを行った場合は、自クラブ負担分の労力や金額はアクティビティとして認められます。
(事業実施のための準備会や打合せ会への出席は労力奉仕にはなりません)

9) 使用済切手・各種カード・エコキャップ回収・ヘアードネーション・古本 (DVD・CD・ゲーム)

クラブが承認したアクティビティとして、切手や各種カード収集、エコキャップ回収、ヘアードネーションの一連の作業を行った場合は、完了した時点で初めて一律 1人時 労力奉仕1件として報告して下さい。古本・DVD・CD・ゲームについては、子供の未来応援国民運動推進事務局こどものみらい古本募金で換金後、金銭奉仕 1件 合計金額を記入して下さい。

10) 新クラブ結成/レオクラブの結成と助成

結成 助成は、アクティビティとして認められ、助成金はそれぞれ金銭奉仕となりますが、結成時の祝賀会や周年記念行事などの登録料は事業費とは認められません。

11) 合同アクティビティ

- a. 複数のクラブが合同で献眼・献腎登録活動等を実施した場合、労力奉仕については、その延べ人時を参加人員、クラブ数等で適宜案分し、重複しないようにして下さい。
又、登録数・提供数とも上記と同じく案分して下さい。
- b. 同じく金銭奉仕についても、全体の金額を参加したクラブ数、会員数等クラブ間で調整、案分の上、自クラブのみ計上して下さい。
- c. ゾーン、リジョン、地区あるいは複合地区等で行う合同アクティビティについても“会員1名当たり〇〇円×〇〇名”という実際に拠出した金額を記入して下さい。

12) 防犯カメラ設置

防犯カメラを設置したことに対して、労力奉仕1件・金銭奉仕1件とみなします。

ACTの内容欄に必ずどこに何台設置したかを詳細に記入して下さい。

労力奉仕は、年度内に何基設置しても労力奉仕1件 1人時とします。最初に設置した時点で計上して下さい。月をまたいで何基設置しても2回目以降に報告する金銭奉仕は **金額のみの計上**となります。但し、クラブ単位で設置し、又、リジョン・ゾーン等の合同で設置した場合は、各々1件ずつ計上して下さい。つまり、10月にクラブで1基設置・2月にリジョン合同で3基設置・3月にゾーン合同で2基設置した場合は、各々に1件ずつ労力奉仕 金銭奉仕が報告できます。(合同で設置した場合の金額はかかった費用をクラブ数で案分して下さい)

<事 例 1>

クラブにてチャリティーバザーを開催し、当日の売上げ金120,000円の内100,000円を翌月に社会福祉協議会へ寄贈する予定。(報告月でまだ贈呈していない)

尚、バザーの品物は会員より280点の物品提供を受けた。前日の3時間30名で商品の値札付け、搬入の作業を行った。

当日、同会場で献眼登録・献腎登録の呼びかけを行った。当日は50名の会員が夫々バザー会場と登録会場に分かれ10:00~15:00の間(5時間)奉仕をした。

労力奉仕1件 50名×5時間=250人時 と記載する。

※ 同日、同会場の労力奉仕であるので、労力奉仕は1件である。

※ アクティビティの分野は 主とした方の分野のみを記載する。(従の方の分野は記載しない)
地域社会奉仕もしくは四献どちらかの分野を記載する(判断はクラブへ委ねる)

※ 売上金をまだ寄贈していないので金銭奉仕の報告はしない。

寄贈した月の報告書で 金銭1件 100,000円と報告する。

※ 準備の為の作業はアクティビティとはならない。

<事 例 2>

来日YCE生1名を7/15~8/31の日程で受け入れた。

7/15に会員2名が迎えに出向き、8/31に空港まで会員3名で見送りに行った。

クラブより7月にホストファミリーがセミナーに参加した際 登録料20,000円を拠出し、更に8/31の帰国の際、早朝出発のため前泊し、YCE生の宿泊代10,000円を拠出した。

8月にはYCE生の歓迎会を開催し、YCE生本人とホストファミリー1名を招待した。

歓迎会の費用は1名当たり10,000円であった。

受入助成金80,000円は9月にクラブより拠出した。

7月報告 記載なし ※出迎え、見送りはアクティビティとはみなされない

8月報告 労力1件 1人時 ※受入が終了した月に報告すること。

9月報告 金銭1件 130,000円

※受入に要した費用は事業費としてもよいが、一括して報告すること。

※YCE生本人とクラブメンバー以外の同行者の費用の分に限り事業費と認められるので、歓迎会等の場合、他の出席者分の費用は除外する。

(今回の場合 歓迎会費用@10,000×2名=20,000円が事業費となる)